

2026年4月30日
株式会社第一コーポレーション
株式会社みらいく

苦情解決の仕組みについて

当社みらいく保育園では、社会福祉法第82条の規定により、みらいく保育園が提供する福祉サービスについて、保護者及び、そのご家族等からの苦情に適切に対応する体制を整えております。

また、みらいく保育園における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記のとおり設置し、苦情解決に努めております。

- ◆苦情・相談解決責任者 みらいく保育園の施設長
- ◆苦情受付・解決担当者 みらいく保育園 職員
- ◆第三者委員 苦情解決を円滑・円満に図ることができる者
- ◆受付方法 面談・文書・電話などの方法で相談・苦情を受け付けております。

相談・苦情は面談や書面によって随時受け付けます。

第三者委員に直接申し出ることもできます。

相談・苦情内容は、みらいく保育園及び、本社内への周知共有と内容により（申出人が希望する場合等）第三者委員へも共有します。苦情については誠意をもって解決に努めます。申出人は第三者委員の立会いを求めることもできます。第三者委員は、苦情内容の確認、解決案の助言、改善報告の確認を行います。

- ◆他受付窓口（行政） みらいく保育園設置該当区役所・市役所保育課

◆公表

2024年度4月1日～3月31日の期間においての内容は下記の通りとなります。

【第二南大泉園】

（内容） 保育園の電気がつけっぱなしで明かりが漏れており、眠れなかった。

（対応） 園内の管理体制の強化を図り再発防止

【平和台園】

（内容） バルコニーで遊んでいた際に、騒音に対してご意見

（対応） 園側で謝罪を行い、遊ぶ際の注意徹底を図る

【田園調布本町園】

(内容) 行事の保護者参加についてルールの徹底がなされていない

(対応) 園にて謝罪を行い対応

【西大泉園】

(内容) 自動車送迎の保護者がいる。園で人を立たせてほしい。

(対応) 園側で保護者全体へ注意喚起配信